

第 36 回兵庫県医療審議会保健医療計画部会 議事概要

- 日 時： 令和 3 年 3 月 12 日(金)14：30～16：00
- 場 所： 兵庫県医師会館 6 階会議室
- 出席委員： 足立 光平 (兵庫県医師会副会長)
飯島 一誠 (神戸大学大学院医学研究科教授)
臼井 里佳 (兵庫県愛育連合会会長)
笠井 秀一 (兵庫県薬剤師会会長)
守殿 貞夫 (兵庫県病院協会会長)
榑 由美子 (兵庫県栄養士会会長)
澤田 隆 (兵庫県歯科医師会会長)
島 正之 (兵庫医科大学教授)
竹内 徹 (全国健康保険協会兵庫支部長)
太城 力良 (兵庫医科大学理事長)
中村 文代 (兵庫県消費者団体連絡協議会会長)
成田 康子 (兵庫県看護協会会長)
西 昂 (兵庫県民間病院協会会長)
深井 光浩 (兵庫県精神科病院協会会長)
- 欠席委員： 登里 倭江 (兵庫県いずみ会会長)
浜上 勇人 (兵庫県町村会理事・香美町長)
眞庭 謙昌 (神戸大学医学部附属病院院長)

● 次 第

1 開 会

2 兵庫県健康福祉部長挨拶

3 議事と結果

(1) 議決事項

① 兵庫県保健医療計画の中間見直し(案)について

資料により、パブリックコメント及び保険者協議会からの意見への対応について説明の上、それらを踏まえた中間見直し(案)の概要について協議し、事務局案で承認された。

② (仮称) 地域医療連携推進法人 川西・猪名川地域ヘルスケアネットワークの認定申請、及び代表理事の選定について

資料により①事務局から、申請の概要と認定にあたっての基準及びその適合状況について説明の後、②法人代表者より、法人の目的、構成及び具体的な活動内容について説明の上、協議を行った結果、(仮称) 地域医療連携推進法人 川西・猪名川地域ヘルスケアネットワークの認定申請、及び代表理事の選定について承認することで一致。

ただし、評議会の構成については、法人認定の後、学識経験者の立場から参画の検討が必要との意見があった。

③ 令和2年度医療機関再編統合等推進事業について

資料により事務局から事業概要、申請状況等について説明。
全会一致で承認された。

④ 令和2年度病床機能再編支援事業について

資料により事務局から事業概要、申請状況等について説明。
全会一致で承認された。

(2) 報告事項

① 地域医療構想の推進について

資料により地域医療構想実現に向けた国の動向、各圏域での取組状況及び令和元年度病床機能報告（稼働病床）結果について報告した。

4 議決事項についての主なやりとり

○議決事項 (1) -①について

(委員) 第4部の、在宅医療提供体制の充実について、数値目標として、「在宅療養支援歯科診療所」というのは、今回の目標として掲げないこととしたのか。

(事務局) 従来の「在宅療養支援歯科診療所数」に加えて、今回の2つの目標を加えることとしている。

(委員) **資料(1)-①-1**「3 第5部第1章結核・感染症対策「3 感染症対策」について」の「県の対応」欄、下線部分を追記するとしているが、今般の新型コロナウイルス感染症対応においては、拠点病院等の配置など、圏域の問題だけでは済まないことも多いと思う。文案は記載のとおりで良いと思うが、各圏域に任せきりではなく、感染症病棟の整備等においては、県も、全体を考慮しての配置をしていくというような趣旨が、もう少し具体的に分かれば良いのかなと思う。

(委員) **資料(1)-①-2**にも、「事態収束後、その対応の評価等を踏まえて、次期改正時に本格検討」と記載されている。ご指摘のとおり、圏域を越えた広域的な感染症対応の必要性が高いことは事実だと思いますが、その点いかがでしょうか。

(事務局) 新型コロナウイルス感染症対応については、感染症対策本部会議等を中心に県が総括的に取り組んでおり、医療提供体制についても県が総括的に取り組んでいるところだが、実際的には、地域での検討も行われていることから、文案を追記させていただいたところである。

(結論) 事務局案で承認。

○議決事項 (1) -②について

※法人代表者は説明の後質疑応答に参加。

(委員) 具体的な病床数の変移について、医療機能等の観点からご説明をお願いしたい。

(法人代表者) 現在、市立川西病院は250床、協和会共立病院が313床あり、合計で563床となっている。

新病院は405床であるため、マイナス158床となり、この158床のうち49床分を今井病院に利用頂くこととなることから、109床のマイナスとなる。このような形で、3病院が2病院になる。

また、現在、川西市内にない高度急性期病床について、新病院405床のうち100床を高度急性期として運用する予定としている。

(委員) 地域全体としては、マイナスだが、その一部を移転後の今井病院に回し、且つ、高度急性期について不足していたところを100床プラスしたということなのだろう。

つまり、トータルはマイナスだが、地域医療の充実に資する急性期や回復期について充実したということと理解するということの良いのだろう。

(委員) 先ほど、定款上の法人の構成等についてはご説明頂いたが、評議会の構成人数については、定款上5名以内ということになっているが、資料(1)-②-1を見ると、今は4名になっている。

定款には、「医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。」とあり、客観的に意見を述べることのできる、少し立場の違う構成もあっても良いのかなと思うが、この評議員を選ぶ際の、経過と趣旨をご説明頂きたい。

(法人代表者) 評議会の構成員のうち、学識経験者は、兵庫県医師会長にお願いをしたいと考えている。意見の客観性という意味では、医療と学識経験者を医師会長1人にお願いすることになってしまっているのは事実である。

また、ご指摘のとおり、現在、枠が1名分空いている。今回の件では、大阪大学の先生や兵庫医大の先生等に大変サポートを頂いたが、兵庫県において地域医療連携推進法人を設立することから、お受け頂けるのであれば、兵庫医大の先生にお願いできないかとも考える。一方で、地域での医療の空白期間をできるだけ短くしたいということをご理解を頂きたい。

評議員を増やすことについては、我々としては全く異存はない。

(委員) 関連して、役員についても、理事5名以上10名以内のところ、9名ということになっていて、こちらも1名枠が空いていると思うが、その点についてはいかがでしょうか。

(法人代表者) 無理に空けているものではない。

(法人代表者退席)

(委員) 今、法人の地域医療構想との関係性については、事務局よりご説明頂いたが、評議会及び役員の構成等については、意見が出たところだ。事務局のご意見を伺いたい。

(事務局) 委員ご指摘のとおり、この地域医療連携推進法人については、当該圏域が構想区域であることから、通常は阪神地域全体を対象とするのが国の立て付けにおいては基本

だが、本件についてはしっかりと設立趣旨・目的があり支障はないと考えている。

なお、評議会等の構成で学識経験者がいないことについては、我々も事前に厚生労働省に問い合わせ、差し支えはないというご意見は頂いているが、評議会等の構成員が、医師会長を除いては全て当該1市1町の関係者であり、少し客観性等は欠けるのではないかと考えている。可能であれば、評議会の構成をご検討頂きたい。

(委員) 法人からも、協力頂いている大学関係者から選んで頂いても良いのではないかと
いうご意見も頂いているが、いかがでしょうか。

(委員) 本学から評議員を推薦することは可能だが、法人代表者も述べていたとおり、患者は大阪方面に流れており、川西市民病院も協和会もどちらも兵庫医大と大阪大学とち
ょうど半分程度となっている。そこで、評議員としてどちらが良いのか悩ましいとこ
ろで、法人代表者も白紙で出されているのではないかとというのが率直な意見であり、
隣の、阪神南圏域の健康福祉推進協議会から評議員を選出しても良いのではないかと
考える。

(委員) 県医師会長が医療の立場と学識経験者を担うというのは、少し負担が大きいのでは
ないかと、私個人の立場からは考えている。法人代表者からご提案頂いたような立場
から評議会にご参加いただくことを求めても良いのではないかと考える。

(委員) ただ、急いでおられるし、5名必ず必須というものでは定款上ないことから、一度
お認めして、地域医療連携推進法人の設立後、会議等がある中で検討して頂いても良
いのではないかと考える。

(委員) せっかく地元で進められていることであるため、細かなことで伸ばす訳にはいかな
い。総論として、地域医療連携推進法人の大枠的なところについては、異存ないかと
思われる。

ただし、評議員等の構成について意見があったということは、付け加えていただ
いて、総論的には賛成いただくと言うことでよろしいか。

(結論) (仮称) 地域医療連携推進法人 川西・猪名川地域ヘルスケアネットワークの認定
申請、及び代表理事の選定について承認する。

ただし、評議会の構成については、法人認定の後、学識経験者の立場から参画の検
討が必要との意見があった。

以上